
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.116 2018/6/8

1 「Mortadella Bologna」(和訳名称モルタデッラボローニャ)表示についての意見募集

消費者庁は、特定農林水産産物等の名称の保護に関する法律(以下「GI法」という。)に基づき、保護対象とされる予定の「Mortadella Bologna(モルタデッラボローニャ)」について、その商品の一般的な名称としてボロニアソーセージと名称表示できるよう、基準を一部改正するため食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)にかかるパブリックコメントを募集している。改正条項は、「食品表示基準別表第3(基準上の用語の定義)」。

食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見募集

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#public_meeting

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080044&Mode=0>

第44回食品表示部会資料(平成30年6月6日開催)

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/044/shiryou/index.html>

2 改正食品衛生法が衆議院で可決

7日、改正食品衛生法が衆議院で可決された。HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化については、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/15620030530055.htm

食品衛生法改正概要

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-26.pdf>